

様式1

鳥取県中部総合事務所長 様

受託者 住所又は所在地

商号又は名称

印

代表者職氏名

警 備 員 名 簿(年 月現在)

番号	警備員の氏名(ふりがな)	区分	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

上の者は、全員、警備業法(以下「法」という。)第14条第1項の規定に該当しない者です。

また、区分Cの者は、全員、警備業法施行規則第38条第2項に規定する基本教育を受けた者です。

【参考】

法第14条 18歳未満の者又は第3条第1号から第7号までのいずれかに該当する者は、警備員となつてはならない。

2 警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

法第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者

三 最近5年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものとした者

四 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの

六 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

七 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

八～十一 (略)

注1 区分欄には、次の区分に応じて、A、B、Cのいずれかを記載する。

A…法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員

B…法第23条第4項に規定する合格証明書の交付を受けている警備員

C…その他の警備員

2 契約締結後、直ちに提出すること。

3 警備員に異動等があった場合は、異動後の事項について、遅滞なく提出すること。